



宮崎県公報

平成22年3月18日(木曜日)第2167号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年36,000円

目次

	頁
告示	
○廃置分合に伴う人口(2件)……………(市町村課)	1
○民有林の保安林の指定予定(5件)……………(自然環境課)	1
○臨港地区の指定……………(港湾課)	2
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(経・調・財務課)	2
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商業支援課)	2
○都市計画の変更図書の写しの縦覧(2件)……………(都市計画課)	3
公安委員会規則	
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………	3
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出……………	4
○解散した政治団体の収支報告書の要旨……………	5
○資金管理団体の異動の届出……………	5

告示

宮崎県告示第157号

平成22年3月23日から宮崎郡清武町を廃し、その区域を宮崎市に編入することに伴う、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項第1号の規定による同市の人口は、次のとおりである。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎市 395,593人

宮崎県告示第158号

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴う、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による西諸県郡及び小林市の人口は、次のとおりである。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

西諸県郡 10,623人

小林市 49,820人

宮崎県告示第159号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町中村字川之口乙5141-2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第160号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字平畑 881-1・910-乙(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第161号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大納字大平口 2348 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 162号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字増谷3035
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 163号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西諸県郡野尻町大字東麓字田野2922-1、2922-38
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに野尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 164号

港湾法 (昭和25年法律第 218号) 第38条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第 125号で告示した臨港地区の指定を次のとおり変更したので、同条第8項の規定により、当該臨港地区の区域を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 臨港地区の区域
 - 延岡市北浦町市振上直海及び下直海の各一部並びに上直海及び下直海の地先公有水面の一部、古江宇和路、古江浜及び鶴山の各一部並びに宇和路、古江浜及び鶴山の地先公有水面の一部並びに古江阿蘇東谷及び阿蘇西谷の各一部並びに阿蘇東谷及び阿蘇西谷の地先公有水面の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
 - 宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年 3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年3月4日	特定非営利活動法人 A C T 企画	中川 康嘉	西都市旭2丁目67番地	この法人は、次代を担う子どもたちに対して、これまで学術・文化・芸術又はスポーツの発展に功労のある先人たちの功績の素晴らしさを体感してもらえらるような健全育成に関する事業を行い、もって西都市のまちづくり発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ延岡南店
延岡市石田町4446番の3 外5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年11月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9.061㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南側 238台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 147㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 33.64㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地南側駐車場東側 2箇所(出入口)
建物敷地南側駐車場南側 2箇所(出口1箇所、入口1箇所)
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時～午後8時
- 8 届出年月日
平成22年3月10日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間
平成22年3月18日から平成22年7月20日まで

10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間
平成22年3月18日から平成22年7月20日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画下水道
都城公共下水道
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
高崎都市計画下水道
高崎公共下水道
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月18日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

宮崎県公安委員会規則第3号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
署名	交番駐在所名称	位置		署名	交番駐在所名称	位置	
[略]				[略]			
宮崎南警察署	[略] 清武同 大久保駐在所 [略] 宮崎空港警備派出所	宮崎郡 [略]	清武町大字船引 同町大字今泉 [略]	宮崎南警察署	[略] 清武同 大久保駐在所 [略] 宮崎空港警備派出所	同 [略]	清武町船引 同町今泉 [略]
[略]				[略]			
小林警察署	小林駅前交番 西小林駐在所 真方同 細野同 堤交番 東方駐在所 須木同 野尻同 三ヶ野山同 紙屋同 高原同	[略] [略] [略] [略] [略] [略] 西諸県郡 [略] [略] 同	大字細野 大字北西方 大字真方 大字細野 大字堤 大字東方 須木大字下田 野尻町大字東麓 同町大字三ヶ野山 同町大字紙屋 [略]	小林警察署	小林駅前交番 西小林駐在所 真方同 細野同 堤交番 東方駐在所 須木同 野尻同 三ヶ野山同 紙屋同 高原同	[略] [略] [略] [略] [略] [略] 同 [略] 西諸県郡	細野 北西方 真方 細野 堤 東方 須木下田 野尻町東麓 同町三ヶ野山 同町紙屋 [略]
[略]				[略]			

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

1 設立届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
末永敏幸後援会	松田 常喜	鶴田 五雄	東臼杵郡美郷町南郷区水清谷 875	平成21年12月11日
明日を考える会	平岡 高志	長峯 剛士	都城市東町14街区9号	平成21年12月11日
下村ひろし後援会	下村 博史	下村 真記	宮崎市大塚町柳ヶ迫3779-2	平成21年12月28日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日

民主党宮崎県第2区総支部	主たる事務所の所在地	宮崎県延岡市祇園町 1-4-4	宮崎県延岡市新町 7-2-2階	平成21年12月24日
--------------	------------	--------------------	--------------------	-------------

○その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
由利英治後援会	代 表 者	鈴 木 良 平	吉 田 昌 吉	平成21年12月15日
つつい紀夫後援会	代 表 者	西 川 和 典	山 之 内 則 道	平成21年12月18日
	会 計 責 任 者	永 山 友 絵	田 代 研 二	平成21年12月18日
道休誠一郎後援会	主たる事務所の所在地	宮崎県延岡市祇園町 1-4-4	宮崎県延岡市新町 7-2-2階	平成21年12月24日
みやざき志民会議	代 表 者	峯 均	由 利 英 治	平成21年12月24日
松村ひでとし後援会	会 計 責 任 者	外 山 孝	松 永 義 春	平成21年12月24日
外山良治「共生の会」	代 表 者	徳 地 市 次	長 尾 定 明	平成21年12月24日
	会 計 責 任 者	国 部 明 宏	松 村 秀 利	平成21年12月24日

3 解散届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県内航海運支部	三 輪 純 司	高 橋 猛	日向市大字日知屋 16847番地の1	平成21年12月8日

宮崎県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成22年3月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

(政党)

政治団体の名称 自由民主党宮崎県内航海運支部
(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	107,590円
ア 前年繰越額	33,556円
イ 本年收入額	74,034円
(2) 支出総額	107,590円

2 収入・支出の内訳

1 異動届

○その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日

(1) 収入の内訳

カ その他の収入	74,034円
合 計	74,034円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	38,740円
(ウ) 備品・消耗品費	20,740円
(エ) 事務所費	18,000円
イ 政治活動費	68,850円
(ア) 組織活動費	37,250円
(イ) 選挙関係費	31,600円
合 計	107,590円

宮崎県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

道休誠一郎後援会	主たる事務所の所在地	延岡市祇園町 1 - 4 - 4	延岡市新町 7 - 2 - 2 階	平成21年12月24日